

安心して安全に暮らせる社会の実現について

仙台高等検察庁

検事長 有 田 知 徳

1 はじめに

約1時間の時間を戴いて、「安心して安全に暮らせる社会を実現するための方策について」と題してお話をさせていただきます。

検察官が、第一次捜査機関であります警察等から送致や送付を受けた事件を捜査して起訴・不起訴の処分を決したり、起訴した場合に裁判所に対して、立証して意見を述べたり、裁判所から宣告されて確定した判決内容を執行したりする一連の権限行使は、その当該被疑者、被告人、受刑者が罪を犯したことを悔いることにより再度の犯行に及ぶことを禁圧することで、また、一般市民については、刑罰の執行を通じて、犯罪を犯すことが割に合わないことを示すことで、「安心して安全に暮らせる社会」の実現を目指しているのです。

しかし、検察官が行う権限行使とは別に、種々の国・地方機関、市民グループ等が、「安心して安全に暮らせる社会」の実現に向けて日夜努力しておられます。そこで、近時の犯罪状況、犯罪の特色、東北地方における犯罪状況、国・地方自治体等の最近の犯罪抑止等に向けた取り組み状況、市民グループの活動状況、そして各市民が構成する地域共同体的あり方等について話を進めさせていただきます。

なお、これからお話しすることは、私見であることを予めお断りさせていただきます。

2 近時の犯罪状況

- ・ 特徴的なこと

大都市の検察庁に勤務していた時のことですが、司法修習生や、検察事務官、その他の知り合いに、夜間道路を横断する時は、そこが横断歩道上であっても、特別に注意をして欲しいと話しておりました。

それはいわゆる「ニコイチ車」が横行しているからでした。「ニコイチ車」について説明します。国産の最高級車は500万円以上はしますが、その大都市では50万円とか30万円とかでそれを入手できるのです。最高級車を狙う専門の窃盗団がいて、その盗品の最高級車が50万円とか30万円で売りに出されます。盗んだそのままのナンバープレートを付けたままだとたちまちパトカーに追尾されますので、他の車から取り外したナンバープレートや、ナンバープレートを繋ぎ合わせた偽造のナンバープレートを取り付けるのです。このことから、それぞれの傷物を合体させて使うという意味で「ニコイチ車」と言われるようになったと思われるのです。

そういう車が横行する理由ですが、まず覚せい剤取引に使用されます。ひと昔前は買い手のため特定の場所で密売されていましたが、警察の摘発を受け易いことから、携帯電話、カーナビゲーションの普及に伴い、これらを同時に使って車で移動

しながら取引場所を指定して覚せい剤の密売をするという方法が取られるようになりました。これは、摘発を難しくするためですが、さらに使用する車からの犯人特定を困難にするために「ニコイチ車」が使用されるのです。「ニコイチ車」は、同じ理由から、対立する暴力団組織組員の殺害等の抗争事件等の犯罪の足として使用されます。捜査の結果、犯行に使用された車のナンバーは判明しても、盗まれた車ですから運転者の犯人の特定が困難で、犯人を逮捕するには日数と捜査官の多くの苦勞を要することとなります。このような「ニコイチ車」が通行人を撥ねたとしても、救護義務を果たすことも、警察への報告をすることもなく現場から逃げ去ります。119番すれば助かった人も、死亡することになります。仮に後日、その車が発見されても、運転者の特定は困難でありますから、犯人の処罰ができなくなることはもとより、無車検・無保険であると、撥ねられた人は、過失がないのに補償を受けることもできなくなる可能性があります。この「ニコイチ車」は全国に拡散しつつあります。先だって大都市で発生した暴力団組員によると思料される殺人事件でもこの「ニコイチ車」が使われています。東北の6県をみますと、覚せい剤の取引も、暴力団の抗争事件も比較的少ないためか、まだこの「ニコイチ車」が使われたとの話はありますが、注視しておく必要があると思います。

- ・ 日本における安全神話の崩壊

刑法犯認知件数が最も多くなったのが平成14年、検挙率が20%を切る最低となったのが平成13年でしたが、それを遡る7年前の平成7年にいわゆるオーム事件が発覚・検挙されました。一連のオーム事件のうち、テレビ・新聞等で数多く取

り上げられたのは

平成元年 1 1 月に発生した弁護士一家 3 名を殺害，死体を遺棄したいわゆる

坂本弁護士事件

平成 6 年 6 月に発生した 8 名の死者と多数の重傷被害者がでた長野地方裁判

所松本支部裁判官宿舎を狙ったとされるいわゆる松本サリン事件

平成 7 年 3 月 2 0 日に発生した死者 1 1 名，多数の重傷者がでたいわゆる地

下鉄サリン事件

などがあります。

地下鉄サリン事件の発生から検挙までに，マスコミは有識者の言として世界に誇れる「日本の安全神話は崩壊」したと報じました。

ところで，一連のオーム事件において，死刑もしくは無期が求刑されたのは 2 0 名にものぼりますが，大学に合格した者，中退した者を含めると高等教育を受けた者は 1 5 名で 7 5 %，大学院中退を含めて最高教育を受けた者は 5 名に及び，その他に医師の国家試験合格者は 2 名といういずれも高学歴者によって占められています。

最高の高等教育を受けた多数の若者が，いかに，各人の価値観が戦後多様化してきているとはいえ，国民が守るべき最も基本であり，国民の全てが共有してきた人を殺してはいけないという最低の倫理観さえも破って，組織的・計画的に殺人を敢行したのです。目前に国民の規範意識が劣化し，喪失寸前にあることを突きつけられたこと，またその根底には彼らを犯行へと追いやった妄想を克服できるだけの知

識・良識さえも持たせることができなかつた家庭，学校等における教育や人間関係の崩壊があること，彼らの犯行を事前に阻止できなかつた警察等の捜査力の低下，ひいてはそれぞれの所属する地域共同体を犯罪から守ろうとする共同体を組織する人々の意識の弛緩があること，しかも，これらは早晩回復が不可能であることを単的に指摘した言葉が「安全神話は崩壊した」というフレーズであったと思うのです。

・ 統計にみる近時の犯罪情勢

このオーム事件から7年後には，「安心して安全に暮らせる社会」が危機的な状況を迎えます。皆さんの手許にお配りしている [資料1](#) の表をご覧ください。これは，交通業過致死傷を除く一般刑法犯の人口10万人あたりの認知件数を年次を追って，全国平均と東北6県の平均を折線グラフで表したものです。認知件数は全国平均も東北6県平均分も増加し，平成14年をピークに減少に転じました。 [資料2](#) の表は，全国平均と東北6県平均の検挙率を年次を追って折線グラフにしたものです。検挙率は低下し，平成13年には最低となりましたが，徐々に上向きになりつつあります。ところで，お配りした表には出てませんが，私の手許の資料によりますと，全国の認知件数は，昭和48年119万件でしたが，昭和55年からゆるやかに増加し，オーム事件の発覚・摘発の翌年であります平成8年から急激に増加するようになり，平成14年にはそれが285万件に達し，平成15年279万件，平成16年256万件，平成17年227万件，平成18年205万件，平成19年191万件と減少しております。このように認知件数が減少し，検挙率が上昇した要因については後でお話しします。

お手許の **資料1** の表ですが、東北6件の認知件数は全国の認知件数と比べると、低いことが分かります。このことは、東北6県が全国平均よりより安全であることを表しています。**資料2** の表は四角が全国の検挙率であり、平成13年を見ますと、19.8%となっています。このことは認知された10件の犯罪のうち検挙できたのは2件弱に止まることを示しています。

一方の東北6県を見ますと、いずれの年も全国平均より数パーセント検挙率が高いことがわかります。東北6県平均の犯罪の発生率とも言える認知件数が全国平均より少ない上に、犯罪検挙率が高いのは、第一次捜査機関の懸命な働き、矯正関係者、更生・保護関係者の御尽力、その他行政関係者の御努力もあるでしょうが、一番の要因はこの地方には、汚れた水質を浄化する水辺の葦のような働きをする良き人間関係が残っているからだと思っております。

- ・ 治安は改善されたのか

全国レベルで申し上げますと、犯罪の認知件数は平成14年の285万件をピークに、先ほどお話ししたように平成19年には191万件と減少傾向にあり、検挙率は平成13年を底にして年々微増し、平成19年には31.7%にまで回復しています。

このように、悪化する治安に歯止めがかかり、改善に転化できたのは、平成14年以降、政府においては「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を策定し、閣僚全員が構成員となって各省を横断して取り組んだこと、警察庁においては各都道府県警察本部に対し、緊急治安対策を指示し、各都道府県警察が精力的に犯罪の摘

発，抑止に努めたこと，刑罰の重罰化が進んだこと，入国管理局等の積極的行政措置によって不法滞在の外国人が大きく減少したこと，加えて，治安の必要性に関心を持った国民，市民各層が犯罪抑止のための市民レベルでの各種活動を活発に展開されたことの成果であったと思っています。その結果，統計上は治安の改善ははかられました。

しかし，国民が肌で感じるいわゆる体感治安が改善されたかと言うと，必ずしも，そうとは断定できないのではないかとと思っています。平成16年2月に法務省の機関の1つであります法務総合研究所が行った国民に対する犯罪被害実態調査の実施結果によりますと，悪い方向に向かっている分野として1番に治安を選んだ方が38%で，2位の国の財政の33%を大きく引き離しているということでもあります。

私は，国民の体感治安が改善されないばかりか，むしろ悪化しているのではないかと危惧しております。それは，社会的弱者を標的にしたいわゆる振り込め詐欺が横行していること，市民の日常の食生活に深く関わる食品の産地偽装事件等が多発していることに加え，最も問題とすべきことは，凶悪重大事件が多発していることです。そして，多発する凶悪重大事件は，国民，市民から見て犯罪を犯すに至った動機が不可解であったり全く理解できなかつたりすることにあると思っています。

マスコミ等で報道された過去10年に発生した凶悪重大事件の犯罪の1例を挙げますと

平成11年7月28日発生 of 羽田発新千歳行きの全日空機乗っ取り事件

これは，飛行機の操縦をしたこともなく，単にテレビゲームで練習しただけ

の犯人が機長を刺殺してジェット機を乗っ取って操縦し、517人の乗ったジェット機が墜落する寸前にまで到ったが、乗客の中にパイロットがいて、乗客やパイロットが犯人を取り押さえて間一髪墜落を免れた

平成11年9月8日発生の池袋での通行人に対する通り魔事件

通行人2人が死亡し、6人が重軽傷

平成11年9月29日発生の山口県JR下関駅構内での通り魔事件

犯人がレンタカーで7人をはね、その後包丁で8人を切りつけたもので、5人が死亡、10人が重軽傷

平成13年6月8日発生の大阪教育大学附属池田小学校での児童、教員に対する刃物による殺傷事件

8人の児童が死亡、15人の児童や教員が重軽傷

平成17年4月2日発生の仙台アーケード街トラックを使用した殺傷事件

仙台市中心部のアーケード街でトラックを暴走させ、通行人を次々とはね、3人が死亡、4人が重傷

平成20年3月23日発生の茨城県の荒川沖駅構内における通り魔事件

犯人が通行人に次々と刃物で襲いかかり、1人が死亡、7人が重軽傷、この事件の前にも1人を殺害していたことが判明

平成20年6月8日発生の秋葉原における通り魔事件

歩行者天国の路上をトラックで暴走し5人をはね、その後次々とナイフで通行人を刺したもので、7人が死亡、10人が重軽傷

平成20年10月1日発生の大阪難波の個人ビデオ店放火事件

個室ビデオ店に宿泊中に同店に放火し、宿泊客15人が死亡、10人が負傷

これらの8件は、いずれもお亡くなりになったり、重傷を負ったりした犠牲者が多数であることと、マスコミ等で大きく取り上げられたことからお話ししたものです。しかし、この8件以外にも、挙げるべき事件は多数に及びます。

古来、「人を殺す」ということは、もっとも反倫理的犯罪とされており、人を手にかけるだけの理由があるとされてきました。

殺人は、法律上死刑を含む最も重罪の1つであり、殺人に至る動機が必要とされるいわゆる動機犯の1つとされているのです。

殺人を犯した被疑者の取調べにおいて、ひと昔前は、殺人そのものは絶対許せませんが、それは別として、その犯行に至る動機については、納得したり、理解できたりする場合がほとんどでした。

動機を理解できない場合は、犯行前後の客観的行動を含めて、不可解で、被疑者には心神に障害があるケースが多かったと経験的に言えるのです。

ところが、先にお話しした8件の事件については、マスコミ報道を通じての知識しか持ち得ませんが、被疑者には日常生活において格別心神に障害がある行動は認められませんし、犯行自体や犯行前後の行動に支離滅裂なところはなく、むしろ統一的な一連の行動であることや、行動全般に亘って意識の喪失も見当識の障害もなく、犯行は計画的でさえあるケースが大部分であると思われまます。その上、それらしい動機さえも述べています。しかし、国民にとって、いずれの事件も人を殺すこ

との動機として納得したり，理解できたりするものとはほど遠いものがあります。

心神において正常と異常の境が不明確になったと言えるかもしれませんが，いずれにせよ理解不能であります。

そして，このような理解不能な動機に基づく犯行であるためか，攻撃対象が不特定，多数の全く落ち度のない一般人であることが先の 8 件の事件の共通点と言えると思います。

動機が理解不能，誰でも被害者になりうる可能性があるということが，一般刑法犯の発生件数の減少，検挙率の上昇にもかかわらず，国民，市民の体感治安の悪化を招いている原因の一つだと思っています。

司法は，この国民の体感治安を回復するために，人の生命身体等に対する重大な侵害事件には厳重に取り組んでいると思います。

たとえば，無期懲役刑・死刑の各判決の確定数を経年で見てみますと，昭和 60 年代から平成 11 年までは，無期懲役刑は年によって変動はありますが，20 名ないし 50 名未満がほとんどですが，平成 12 年から 50 名を超え，平成 15 年から 100 名台に突入し，平成 18 年は 135 名となっており，死刑については昭和 60 年代から平成 15 年まではほぼ一桁であったのが，平成 16 年には 14 名で，平成 18 年には 21 名と増加しています。

平成 18 年をその 10 年前の平成 8 年と比較すると，無期懲役刑で 4 倍，死刑では 7 倍となっています。

体感治安の悪化に歯止めをかけるのに，司法が厳しい態度で臨むことは不可欠で

あります。しかし、それだけでこの種犯罪を完全に防止できるとは言えない面があると思うのです。

- ・ 東北地方の治安について

お手元に配布させていただいた **資料3** の表は、全国平均と東北6県平均の人口10万人あたりの殺人事件の認知件数を示したものです。東北6県平均は全国平均を下回っています。

次の表であります **資料4** の表は全国平均、東北6県平均の人口10万人あたりの強盗事件認知件数を示したものです。東北6県平均の認知件数は、全国平均をはるかに下回っています。表にはしておりませんが、東北のある県では、平成13年、14年においてさえ全国平均の1/5～1/6にとどまっています。ちなみに、犯罪のうち、最も暗数の少ない罪が強盗罪と言われ、統計上、治安のバロメーターとして最も適した罪とも言われているようです。

次に **資料5** の表は、全国平均と東北6県平均の人口10万人あたりの強姦事件認知件数を示したものです。東北6県の平均は全国平均を下回っています。

以上、東北6県の主たる犯罪についての認知数、検挙率を全国平均と簡単に比較しましたが、東北6県では犯罪の発生が少なく、発生しても検挙されることが多いことが分かります。

3 国・都道府県等の犯罪抑止等に向けた取り組みについて

- ・ 治安が最も悪化したとされる平成14年から平成15年にかけて、いかに犯罪の

発生に歯止めをかけるかが、緊急の課題とされ、内閣に犯罪対策閣僚会議が置かれ、
「世界一安全な国、日本」の復活を目指して、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」が策定されました。

この内容の詳細は、首相官邸のホームページにも掲載されていますので、興味のある方は御覧下さい。

その概要のみを説明します。

それによりますと、治安回復のための3つの視点として

国民が自らの安全を確保するための活動支援

犯罪の生じにくい社会環境の整備

水際対策を始めとした各種犯罪対策

を挙げ、今後5年間に国民の治安に対する不安を解消し、治安の危機的状況を脱し、国民、地方自治体等の協力を得つつ施策を推進すること等を目標としております。

また、現下の犯罪情勢に即した5つの重点課題を挙げており、主要なものは

その1は、「平穏な暮らしを脅かす身近な犯罪の抑止」として

自主防犯活動に取り組む地域住民、ボランティア団体の支援などを主施

策とする「地域連帯の再生と安全で安心なまちづくりの実現」

犯罪被害者の保護等

その2は「社会全体で取り組む少年犯罪の抑止」として

「少年犯罪への的確な取組」

「少年の非行防止につながる健やかな育成への取組」

学校・児童相談所，ボランティア等の連携によるサポートチームの普及
促進を施策とする「少年を非行から守るための関係機関の連携強化」

その3は「国境を越える脅威への対応」として

不法入国・不法滞在等減少の推進

来日外国人犯罪捜査の強化

その4は「組織犯罪等からの経済・社会の防護」として

組織犯罪対策，暴力団対策の推進，薬物乱用，銃器犯罪のない社会の実現等

その5は「治安回復のための基盤整備」として，地方の警察官等の治安維持に
携わる公務員の増員，刑務所などの矯正施設の過剰収容の解消，更生保護制度の
充実強化，凶悪犯罪等に関する罰則整備

などが挙げられました。

そして，これらが官民一体となって実施されたことが，先程お話しした治安回復
のきざしの原因の1つでもあると思います。地域社会との連携の概要については，
平成18年末における防犯ボランティア団体の数は前年度よりはるかに多くなり，
全国で3万1931団体で，構成員は198万人にもものぼっていて，それらの人々
は，町内会，自治会，その他の地域住民や子供の保護者の団体等に所属している
ということです。

東北6県の各県警察においても，「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を
受けて，その実現のための計画を策定し，その実現に取り組みました。

例えば，宮城県警察は，「街頭犯罪・侵入犯罪抑止総合対策」「少年犯罪への対

応」「重要犯罪等に対する捜査の強化」等を柱とする「宮城県警察緊急治安対策推進計画」のもと、組織の総力を挙げて治安対策に取り組み、年度ごとに推進状況を検証し、さらに当該年度の推進計画を策定し、平成18年度を総仕上げの年として位置づけ、計画を完結させました。

その結果として、平成14年の認知件数が4万9261件であったのですが、平成18年には3万1696件と実に1万7563件、率にして35.7%の減少になりましたし、検挙率は、平成14年が21.1%であったのですが、平成18年には29.7%、率にして8.6%の上昇となりました。

・ 検挙・受刑後に再び犯罪を犯す再犯防止策について

刑事司法は、法定の手続によって刑罰を科すこと自体が重要な目的であります。再犯防止という視点で言えば、罪を犯した被疑者・被告人には、捜査・公判を通じて被害者の立場に想いを致し、自己の行った犯罪に正面から向かい合っただけで犯罪に至った原因を自己分析し、真摯な反省の上に二度と過ちを犯さない決意を新たにすることが重要であると思います。それでこそ、執行猶予判決という社会内での更生も可能でありますし、刑務所等の矯正施設での教育刑の実が挙がるものと思います。

刑事司法に携わる者は、このことを我々を含めて絶えず心に留め置かなければならないことだと思っています。

矯正施設において、受刑者に対し、規律ある生活習慣の習得、職業訓練を実施してきていますが、出所後に再犯に至る確率の高い罪種である性犯罪、薬物使用等については、受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な例えば性犯罪者処遇プログラ

ムを作り，これを実施しており，その指導効果の検証を行っています。

- ・ 社会内処遇について

ア 家庭裁判所において保護観察処分に付された少年，少年院で一定期間教育を受けて仮退院を許された少年，刑期満了前に仮釈放を許された者，執行猶予となり，その間保護観察に付された者，無期懲役の判決を受け仮出獄を許された者などについては，保護観察所が社会内で適応させるための方策を講じてきました。

保護観察対象者と定期的に会い，行動・生活面の相談にのり，生活指導に従事してきたのは専ら保護司といわれるボランティアの民間人でした。

保護観察対象者は年間約 6 万人であるのに対し，5 万人弱の保護司と約 1，100 人の保護観察所職員が「官民協働」で支えています。

保護観察の業務そのものが，対象者のプライベートな問題に係わることだけに広く広報することがなく，国民からの十分な理解が得られているとは言い難い面がありました。

これまで保護司の方々は懸命に努力をし，一定の効果を挙げてきましたが，対象者の中で重大犯罪に及ぶ者が出たことなどから，この制度が機能不全に陥っているのではないかということが指摘され，保護観察制度そのものを見直すことになりました。

平成 17 年，学者，実務家，有識者から構成された「更生保護のあり方を考える有識者会議」が発足し，17 回の討議，数回の実情視察，アンケート調査を経て平成 18 年，「 - 安全・安心の国づくり，地域づくりを目指して - 」との副題

のもとに「更生保護制度改革の提言」がなされました。

関心のある方は、その全文がインターネットで公開されていますのでお読みいただきたいのですが、私からは今回の演題にとって関連性が深く重要だと思われる部分の要旨を紹介させていただきます。

提言は、「はじめに」として、要旨「保護観察制度は保護観察官と保護司の官民協働といいながら現実には少数の『官』がボランティアの『民間』に依頼し、再犯防止の機能の弱さが内在して今日に至っており、保護司の高齢化、後継者不足、国民の理解や、国や法曹三者の認識も十分ではない。国が必要な制度改革、体制整備、十分な人員の確保等を先送りしてきた。有効な社会内処遇を実現して国民の期待に応えて強靱な更生保護の確立を目指すと共に、この制度が効果を十分発揮できるよう、国民や地域社会の理解と協力を得ることを目指す。更生保護制度は刑罰や保護処分を行う『刑事司法制度』の最終段階を担う重要な一翼であり、その改革は刑事司法改革の最後の仕上げである」と述べています。

提言は「社会内処遇」を、要旨「刑務所に入所しても、いずれは社会に復帰する。現実の社会に適應できなければ再犯に至る。社会での実生活において更生させ、適應させて健全な一員に復帰させることが最も重要なことであり、このことは国民が再犯のおそれのあることをある程度受容しながら、犯罪や非行をした人と共生し、社会生活を営むことが含まれている。帰住先のない対象者については、民間の更生保護施設が対象者を受け入れ、その自立を支援している。対象者に対しては保護司等の職にあたる者との間に人間的な信頼関係の醸成が必要であり、

社会内処遇で到底その改善更生を期待できない者に対しては、執行猶予の取消し、（矯正施設への）戻し収容などの措置が取られなければならない」としています。

問題の所在と改革の方向性について、更生保護制度の運用についての国民や地域社会の理解の拡大が必要であること、犯罪や非行を犯した人と共に生きる社会が必要であること、社会から要請されている再犯の防止、更生保護制度の目的の明確化、保護観察官に更生保護が刑事司法の最後の重要部分であって、それが自らに負わされた責任であることを再意識させること、これらを改革することなどにより、強靱な保護観察を実現する必要があると言っています。

提言事項としては、保護観察制度の充実強化、執行猶予者保護観察制度の運用改善、仮釈放のあり方の見直し等多岐にわたりますが、演題と関連する注目すべき点をいくつか挙げますと、

その1は、保護観察終了時に無職であった者の再犯率が有職者の約5倍に達することから、就労支援と定住支援の強化があげられていること

その2は、法務省は刑終了者のうち高齢者、知的障害者等の社会的弱者について、社会復帰を円滑にするため、厚生労働省との協議の場を設け、更生保護と社会福祉との連携を強化し、国・地方公共団体の積極的関与が必要であること

その3として、更生保護は再犯防止を目的としており、このことが地域社会の安全に直接寄与することから、地方公共団体及びその住民がこれを理解して、犯罪予防活動の共同実施、刑務所出所者等への就労支援や住宅確保の支援等を

検討されることを要請したいこと

その4として、我国の更生保護は、保護司、更生保護女性会会員、協力雇用主等の26万2千もの人や企業、民間ボランティアに支えられているが、今後は、これらの人や企業、ボランティア組織が、地域社会との連携を一層強化して有効なネットワークづくりを行い、地域社会における更生保護の最前線で更生保護を実践してそれを普及する役割を更に果たすこと等が挙げられています。

この有識者会議の提言を受けて、平成19年6月8日、従前の犯罪者予防更生法、執行猶予者保護観察法を一本化した更生保護法が可決され、6月15日に公布されました。

その特色は、更生保護の目的を「犯罪を犯した者の再犯を防止し、社会を保護すること」と明確にしたこと、保護観察対象者に保護観察に服するための出頭、求められた場合に生活状況等を明らかにする義務を課したこと、保護観察下における遵守事項を実効性のあるものに整備したこと、保護観察官と保護司との役割分担を明確なものにしたこと、保護観察に服することができない者に取消し等の不良措置を講じる方法を拡充したこと等が挙げられます。

イ 犯罪・非行を犯した者に対する就労支援の取組について

本年9月に日本経団連、日本商工会議所、全日商工会連合会等が発起人となり、犯罪、非行を犯した者を雇用したり、その雇用の拡大を支援したりする「全日就労支援事業者機構」が設立されました。

平成8年と平成19年を比較すると、保護観察終了時の無職者や無職の刑務所出所者等が35%も増加しています。

しかも、再犯率は、無職者と有職者とを比較すると、無職者の数は有職者の数の約5倍にのぼるとされています。

また、再犯者の数は、犯罪を犯した者の全体の約3分の1を占めていますが、その約3分の1であります再犯者が全犯罪の約6割を犯しています。このことから、無職者に就職の支援をし、責任ある社会生活を営んで貰うことが大変大切であり、どれだけ多くの犯罪被害者を減少させるかお分かりいただけるかと思えます。

ところで、「安心して安全に暮らせる社会」の実現の担い手は社会を構成する個人はもとより、社会内で組織的に活動する法人も然りであります。また、「安心して安全に暮らせる社会」を孫・子孫に残すことは、我々の責任であり、企業にとっても果たすべき社会的責任であります。経済界を支える大企業、それに準ずる企業は率先して社会的責任を果たすことが求められると思えます。

ところが、現実には、犯罪や非行を犯した人を積極的に雇用していただいている協力雇用主は約6,000社であり、一部の善意の事業主だけで、しかも業種も偏りが大きいのが実状であります。

罪を犯したり、非行を犯した人を責任ある社会の一員に戻す制度が必要で、広い産業分野での就労支援を行うことが必要であります。

更生保護は、刑事政策の一分野であり、広い意味で刑事司法の一翼を担ってお

り、経済界や一般市民の理解と協力を求めることは、社会に対して更生保護への積極的参加を求めるものであって、裁判に国民の参加を求める裁判員制度と共通する側面があると思います。

全日就労支援事業者機構は、都道府県ごとに機構を設立し、経済団体などに加入していただいて協力雇用主に対する奨励金の支給、協力雇用主と犯罪・非行を犯した者との出会いの促進、円滑な受入れ、定着のための支援、協力雇用主の開拓などの事業にあたることとなっていると聞いています。

この東北地方においても、今後そのような動きが始まると思われまますので、経済不況の折、厳しい状況ではありますが、「安心して安全に暮らせる社会」の実現のために、この制度への皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

4 犯罪の抑止力としてのコミュニティ

平成14年の285万件をピークにした犯罪発生件数が平成19年に191万件と約94万件の減少をみたのは、関係機関の御努力によることもさることながら、治安の悪化に危機感を抱いた国民が、個人として、地域共同体として、その態様はさまざまではありますが、その所属する地域社会の治安回復に向けた積極的な取組をされたことによるものであると思います。

また、すでにお話ししましたように、東北地方における犯罪の発生件数が全国平均を下回り、検挙率が全国平均を上回っているのは、この東北地方に、いまだに良き地域共同体、いわゆるコミュニティが存続しているからであると確信しています。

人間は、匿名性が増大したり、責任が分散される社会では、自己規制意識が低下したり、非道徳的行為や犯罪に及ぶ可能性が高くなったりすると言われていています。凶悪重大犯罪を犯した犯人には、地域社会、職場、学校、家族から孤立して心の置き所をなくした若者の顔が見えてきます。人は、社会の中でしか生きられませんし、豊かな人間関係の中でしか生きがいを見い出せないと思います。社会生活を営む上で、一定の目的のもとに帰属意識と仲間との連帯感を持ってお互いに助け合える顔の見えるコミュニティが大都市、田舎を問わず不可欠であると思います。

犯罪の抑止の観点からは、生活環境を同じくした地域密着型のコミュニティが望ましいと思います。

加えて、人が人として生きていくための豊かな人間関係の構築という面からは縛りが緩やかなコミュニティも必要だと思います。そして、一人が所属するコミュニティは単一である必要はなく、例えば、PTAのような養育する子供の関係であったり、同好会のような趣味を通じての関係であったり、学術の研究会の関係であったり、重畳的複数のコミュニティに属することが必要だと思います。

この東北大学は学問の府として、この地で人々の豊かな生活に寄与したものは大きく、また社会のトップリーダーを多く輩出していますし、産学協同の観点からも大きな役割を果たしてきました。安心して安全に暮らせる社会の実現という面からも、人的、物的、場所的な資源を有しているので、これからも益々東北地方の要として数々のコミュニティの構築、拡大の核になっていただきたいと願っています。

家族は、社会を構成する最小の単位です。

少年達の更生を目指して保護司として活躍中で、少年の自立を応援する非営利法人
ロージベルを設立して、少年院から仮退院する少女を迎える家の建設に奔走しておら
れる大沼えり子さんは、その著書「君の笑顔に会いたくて」の中で、悲しいこと、そ
れは「家族本来の姿を見いだせない家族の多いことです。家族なのにばらばらで家族
なのに通じる心を持つとうとしない。お互いに想い合っているにもかかわらず、共通点
が見つけれられないのです。心に素直になれさえすれば、簡単なことなのにそれが出来
ない。」、そして「・・・壊れかかった家族を再生する。これこそが更生への一番の
近道であり・・・」と、再生に向かって日々努力を重ねることが重要であること、
「このことは家族を愛すること、愛を惜しまないこと」「誰かのために泣いたり、笑
ったり出来る私はなんて幸せ者なんだろうと思う」と述べ、家族の大切さ、努力して
こそその果実が得られることを説いておられます。

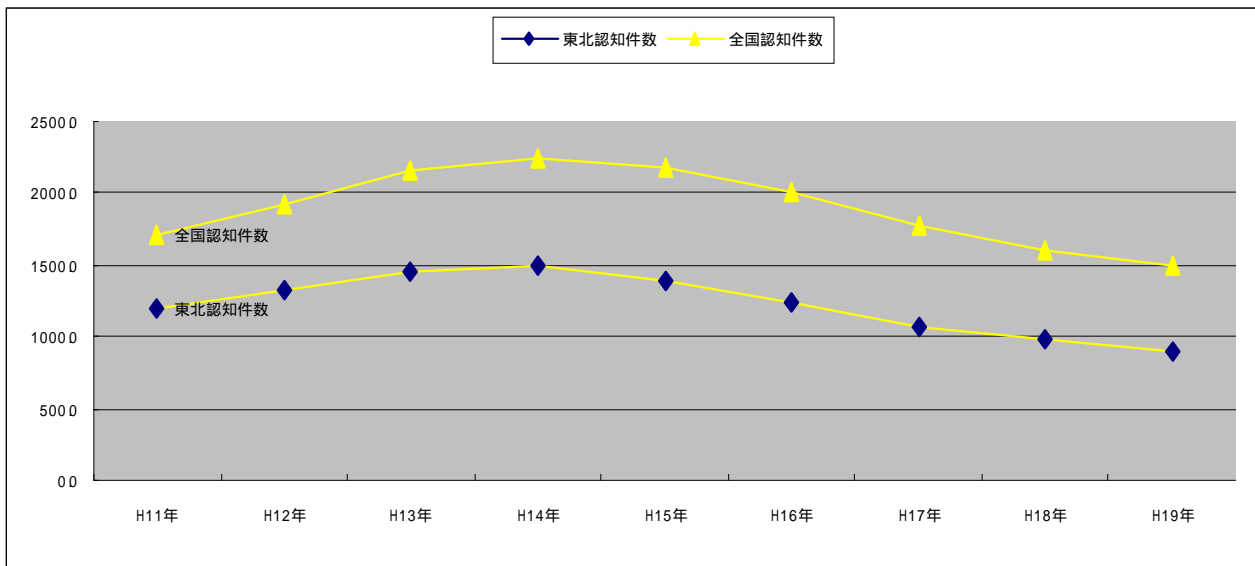
体の傷は時間とともに癒えますが、被害者・遺族の心の傷は、深く心に刻まれ、時
間とともに消えないばかりかより深化します。心に傷を負った被害者・遺族や、重い
十字架を背負うこととなる犯人を一人でも少なくするために、我々は自ら一步を踏み
出さなければなりません。

「安心して安全に暮らせる社会」の実現は、その構成員であります個々の人間が人
としての暖かい気持ち、相手を思いやる気持ちを持つことから始まると思っています。

御静聴ありがとうございました。

資料 1

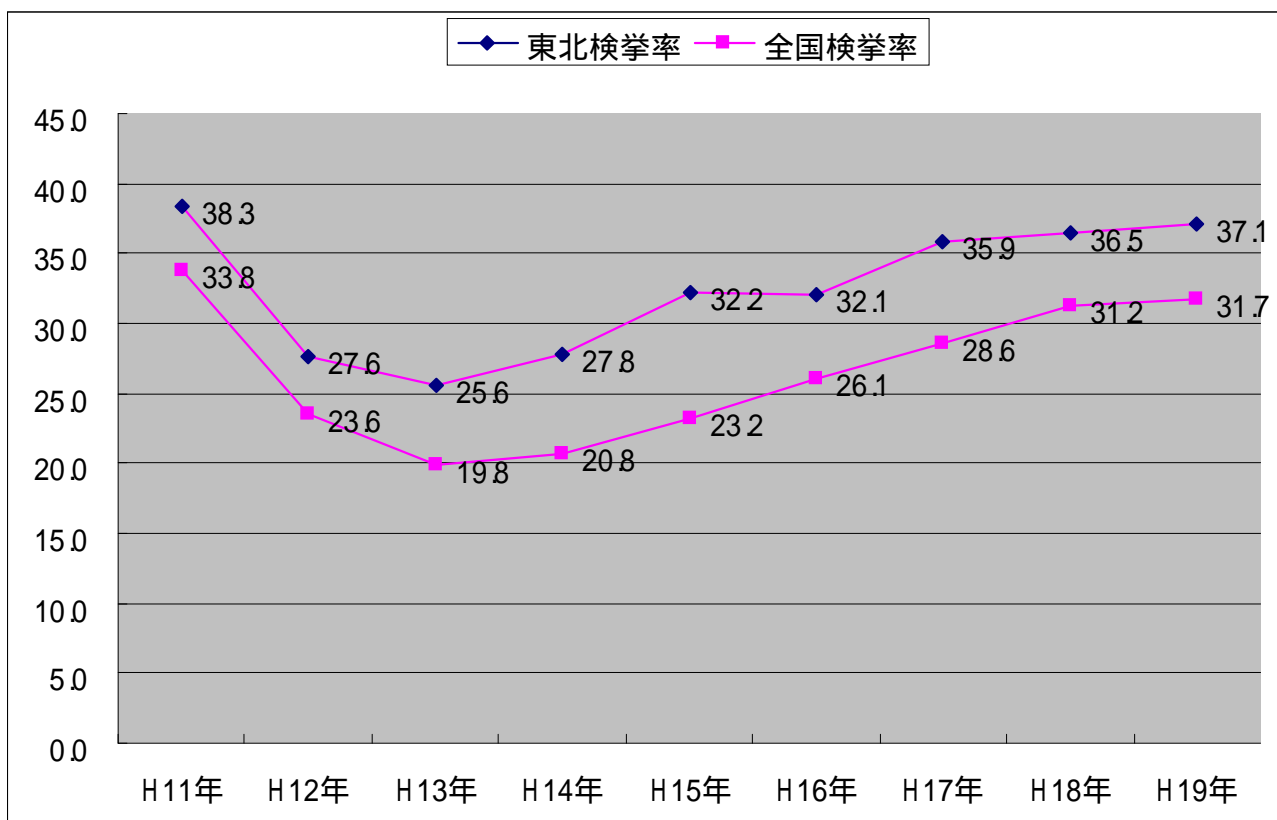
人口 10 万人あたりの刑法犯認知・検挙件数（交通業過を除く）



[平成 19 年警察白書]

資料 2

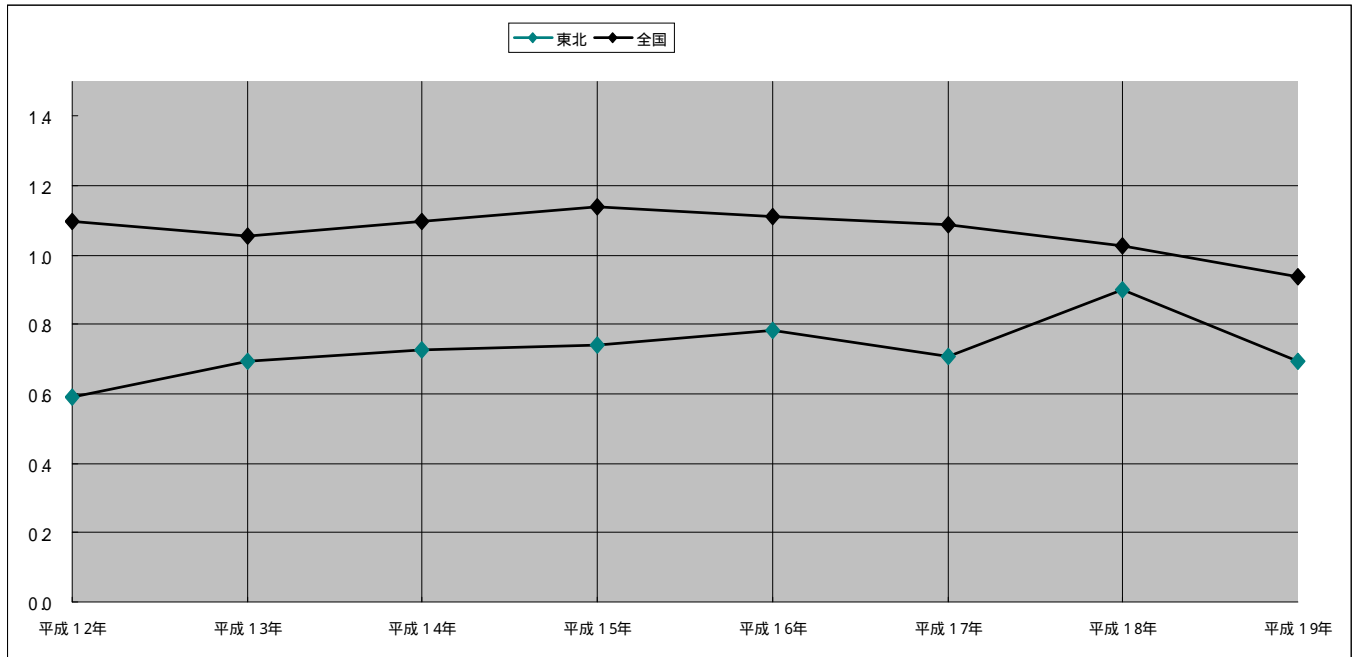
人口 10 万人あたりの刑法犯検挙率（交通業過を除く）



[平成 19 年警察白書]

資料 3

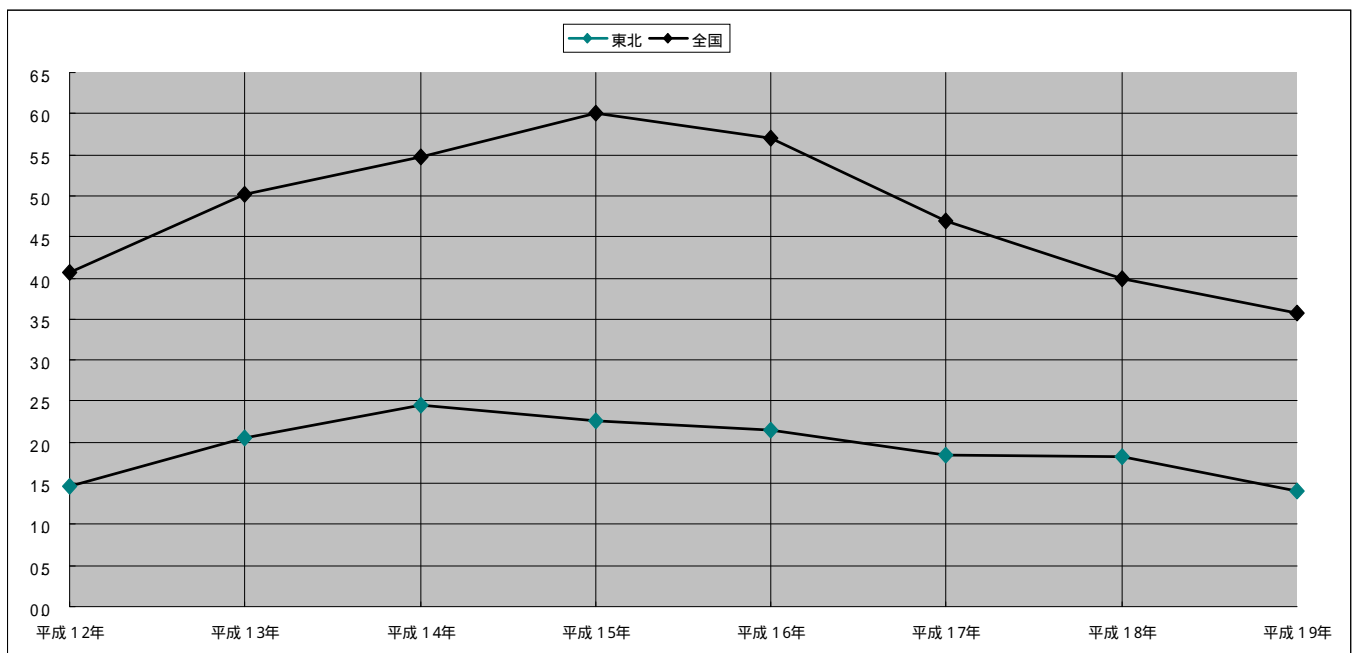
人口 10 万人あたりの殺人事件認知件数



資料 4

人口 10 万人あたりの強盗事件認知件数

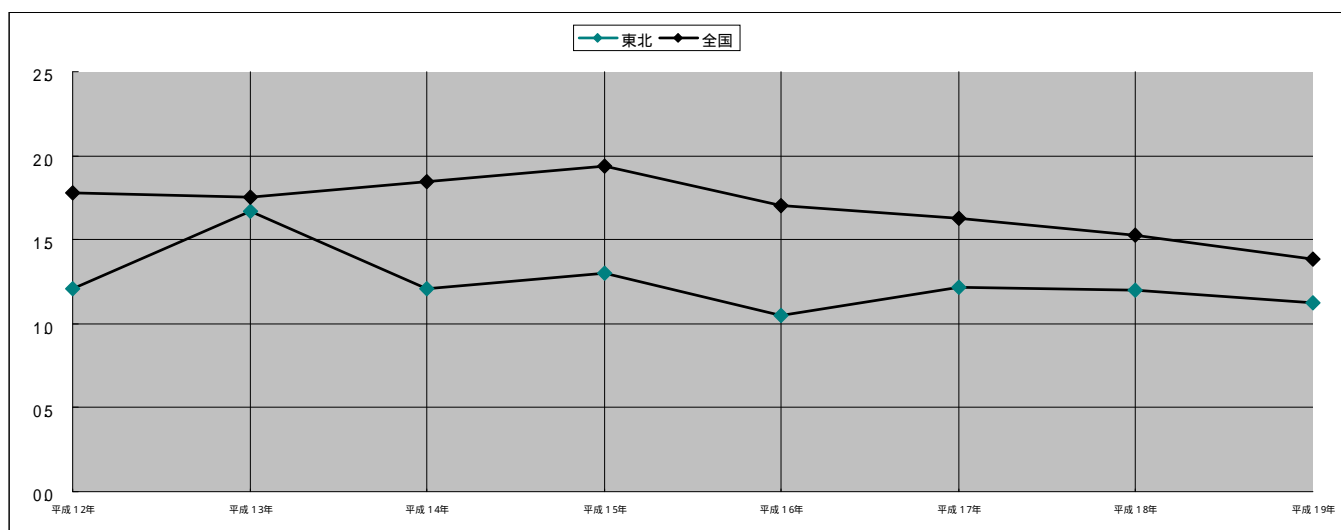
強盗には、強盗殺人罪、強盗傷人罪、強盗強姦罪（含致死）、準強盗罪（強盗予備、事後強盗、昏睡強盗）を計上。



[警察庁統計]

資料 5

人口10万人あたりの強姦事件認知件数



[警察庁統計]